

避難所開設・運営における
新型コロナウイルス等感染症対策マニュアル
(暫定版)

令和2年6月

鶴ヶ島市 安心安全推進課

1 趣 旨

本マニュアルは新型コロナウイルス等の未知の感染症が流行している状況で、避難所生活における感染拡大を防止するための対策や、受け入れ態勢についての方針を示す。

今後の避難所運営については、既存の避難所運営マニュアルを基本としながら、本マニュアルの内容に留意して適切に行うこと。

2 マニュアルの適用について

本マニュアルの内容は、新型コロナウイルス等の未知の感染症が流行している状況での適用を想定しているが、緊急事態宣言の解除や感染拡大が抑制されている状況等においても、県内及び周辺の感染者数、ワクチンの開発状況などを勘案して危機管理対策本部が適用の判断をする。

3 感染防止のための基本方針

ア 避難所の過密状態の防止

- 多くの避難者が訪れることで避難所が過密状態になることを避けるため、原則として、自身と自宅の安全が確保できたならば、住み慣れた自宅での生活を続ける「在宅避難」を推奨する。
- 親戚・友人宅への避難や車中泊での避難など避難所以外の場所への避難を推奨する。
- 避難者を分散させるため、各種災害より多くの避難所が必要となることから、自治会館や集会所などを避難所として確保するための協力体制を構築する。
- 最大限の利用可能スペースを確保するため、事前に施設管理者と調整する。

イ 避難所の衛生管理及び避難者の健康管理の徹底

- 避難者受付時及び入所後、定期的に健康状態を確認する。
- 水が使える場合は、こまめな手洗いを行い、咳エチケット等を徹底する。
- 避難所内の十分な換気を徹底する。
- 避難者の居住スペースは、十分なスペースを確保する。
- 衛生用品を積極的に活用する。

ウ 避難者の感染拡大防止策への理解と協力要請

- 避難の際に、食料、飲料水、マスク、消毒液、体温計などの持参について依頼
- 原則、マスクの着用を行うよう周知
- 体調が優れない場合はすぐに避難所運営スタッフに伝えるよう周知
- 背中を向けて座るなど、向かい合わせになることを極力避けるよう配置

エ 感染が疑われる避難者の隔離

- 感染が疑われる方は、一般の避難者と居住エリアを隔離する。
- 感染が疑われる方と同居の家族がいる場合も同様に隔離する。

4 市民への周知

【避難方法について】

- ①感染症拡大防止策として、避難所では通常より広いスペースを必要とし、収容可能人数が減少するため、安全であれば避難所以外の避難方法（自宅、親戚・友人宅）を優先すること
※建物が被害を受け、自宅にいることが危険な場合や、自宅が洪水で流されるなどの危険が迫っている場合は、躊躇せず避難すること。
- ②発熱などの症状があり感染が疑われる方は、一般の避難所への避難を控えて欲しいこと
- ③避難が見込まれる段階で既に風邪の症状が継続していたり、息苦しさ、強い倦怠感、高熱などの症状がある場合は鶴ヶ島市保健センター（271-2745）に連絡し、指示を仰ぐこと

【避難する際に持参をお願いしたい物】

市の備蓄品には限りがあることから、食料と飲料水に加え、マスク、消毒液、体温計、除菌シート、ティッシュペーパーなどの持参をお願いします。

【避難所での生活】

避難所での生活は集団生活であり、ホテルなどの宿泊施設とは異なります。避難所が開設された時には自主防災組織が主体となり、避難者、市職員、施設職員が連携し避難所運営を行います。

避難された方は、お客様ではなく避難所運営組織のメンバーとして、ご自身の

できる範囲で何らかの役割を分担し、運営に関わっていくことが必要となります。

※以上を事前に広報し、また、発災時においても避難情報の発表時に併せて同内容を周知する。避難所運営者は、これらの内容が周知されていることを踏まえ適切な避難者対応を行う。

5 関係機関との調整・準備

・避難所施設管理者（各学校）

風邪の症状など感染疑いのある場合は、一般の避難者と隔離するために別のスペースが必要となる。そのため、通常の避難所運用とは異なり体育館だけでなく教室や校庭なども避難スペースとして利用することや誘導する部屋の優先順位及び閉鎖時の消毒処理について事前に協議する。

・坂戸保健所（埼玉県）

保健所との連絡体制を構築する。自宅待機者や検査結果待ちの該当者を把握しているため、該当者の避難先を保健所と調整・検討する。必要であれば本人と連絡を取る。緊急時の搬送など、感染者の取り扱いについても必ず保健所に相談する。

6 必要物資と体調管理

【避難所運営者用の衛生用品】

感染防護衣（フェイスシールド含む）／マスク／ビニール手袋／非接触型体温計

<注意事項>

- ・ 隔離区画（感染疑い者を隔離する区画）で作業する担当者は、入室前に上記の用品をすべて着用する
- ・ マスクは常時着用する
- ・ ビニール手袋は清掃、物資及び食事の配布作業等で着用する
- ・ 各用品は汚損や破損、作業の終了ごとに交換する
- ・ 手袋を外した後はすぐに手洗いまたは消毒を行う
- ・ 感染防護衣がない場合はレインコートで代用する

【避難者用の衛生用品】

ハンドソープ／アルコール消毒液／次亜塩素酸ナトリウム／体温計／ペーパータオル

<注意事項>

- ・布タオルの共用は厳禁（ペーパータオルを使用すること）
- ・市で用意した体温計は都度消毒してから利用させる

【避難所運営者の体調管理】

業務実施前に下記のとおり各自で検温、体調のチェックをして、該当するものがあれば避難所運営業務には従事させない。また、過度な通勤を避けるためローテーションを組むなどする。

<検査事項>

- ・体温が平熱より1度以上高いか
- ・咳症状があるか
- ・強い倦怠感や息苦しさはあるか

7 避難者の居住エリア

【基本方針】

避難所では、一般と感染疑いのある避難者の居住エリアを区分する。

この際、テープや張り紙で区分が分かるように表記する。感染疑いのある方は他の方の生活の場、動線と交わらないようにするため、フロアを別にし、個室を用意するのが理想である。それが不可能な場合にはマルチシート等を利用して空間を分ける。

（実際の業務）

感染疑い症状のある方が避難所に駆け付けた際、または避難者が発熱など感染疑いの症状を発症した際には、通常利用するスペース（一般区画）と、疑い症状のある方を隔離するためのスペース（隔離区画）について施設管理者と確認したうえで、対象者を一般の避難者と別のフロアに配置する。それが不可能な場合にはマルチシート等により空間を分断する。

<注意点>

- ・避難者の居住エリア区分を行う際にはトイレへの経路など、動線を考慮したうえで設定する
- ・一般区画と隔離区画で同じトイレを利用できないため、それぞれで確保する必要がある

- ・避難者同士で距離をとる必要があることから、収容可能人数が大幅に減少するため、廊下や踊り場など教室外のスペースも活用を検討する
- ・感染疑いの方に対する誹謗・中傷等が生じないように配慮する

8 避難者の受付（トリアージ）

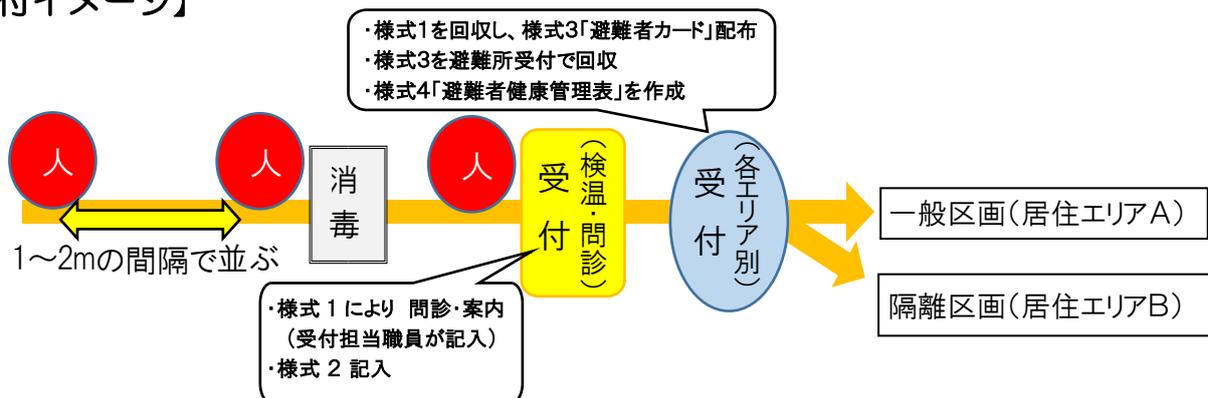
【場 所】 施設の入口（学校であれば昇降口付近）

- 【受付手順】
- ①消毒（アルコール消毒液を設置）
 - ②検温（非接触型体温計による測定）
 - ③問診（様式1「健康管理チェックリスト」を職員の記入により居住エリアを振り分ける）
 - ④案内（チェックリストに基づき、指定の場所を案内する。）

【人 数】 2～3人

【必要物品】 アルコール消毒液、非接触型体温計、感染防護衣(フェイスシールド含む)、マスク、ビニール手袋、健康管理チェックリスト(様式1)、避難者受付管理簿(様式2)、次亜塩素酸ナトリウム

【受付イメージ】



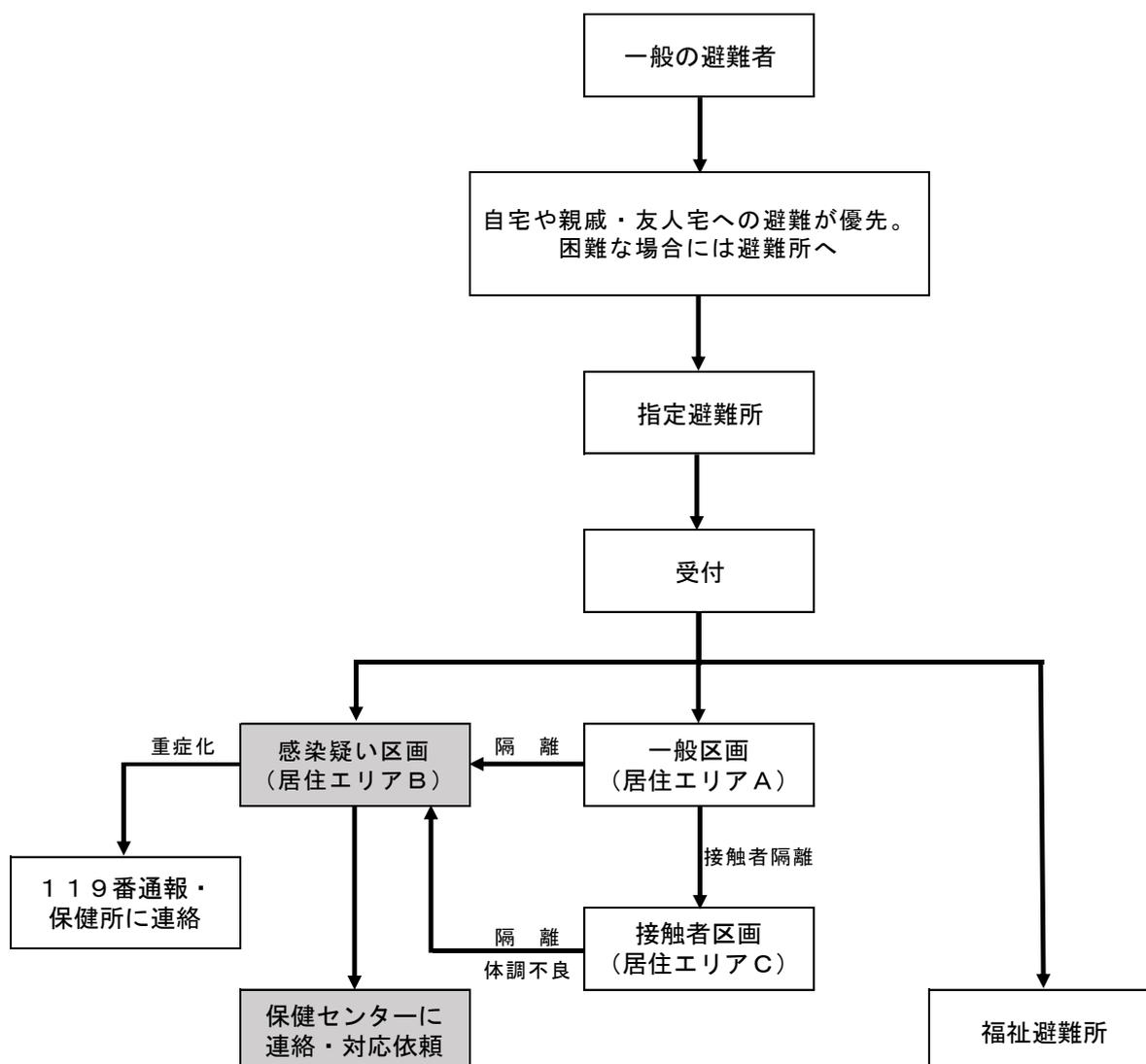
【健康管理チェックリストによる居住エリア振り分け】

チェックリストの項目と対応	居住エリア	健康状態
どの項目にもチェックがついていない ⇒一般区画（居住エリアA）に案内	A	健康
2～9に一つでもチェックがある ⇒隔離区画（居住エリアB）に案内 ※自宅等が安全であれば避難所以外の避難方法（自宅、親族、友人宅等）を勧め、それらが困難な場合には居住エリアBに案内する。	B	感染疑い症状等
1にチェックがある ⇒坂戸保健所（Tel049-283-7815）に連絡し、保健所の指示に従ってください。 （宿泊療養施設に避難することとなります）	なし	感染者

9 避難者対応の流れ

- 受付にてトリアージを行い、健康な方（居住エリアA）と、感染疑い症状がある方（居住エリアB）とでフロアを分ける。
- 健康な方（居住エリアA）で、避難所生活において体調の悪化が見られた場合は、感染疑いの症状がある方（居住エリアB）の居住空間に移送する。
- 居住エリアAから隔離された方と同じパーティション区画にいた方は、接触者として居住エリアBとは別に居住エリアCへ隔離する。
- 感染疑いの症状がある方で、重症化（呼吸困難や高熱）した場合は119番通報の上、保健所に連絡し、指示を受ける。

【避難者の対応フロー図】



10 避難所の運営

【運営体制づくり】

避難所運営は、「地域^{*}・避難者・市職員・施設職員が一緒になって運営」する。受付や隔離作業などの感染症対策業務を除く運営全般について、可能な限り避難者自身が行うようお願いする。

※地域への依頼は自主防災組織や自治会及び地域支え合い協議会が望ましい。
また、通常時とは異なり様々な感染症対策が必要であることを説明する。

➤ 依頼する作業の例

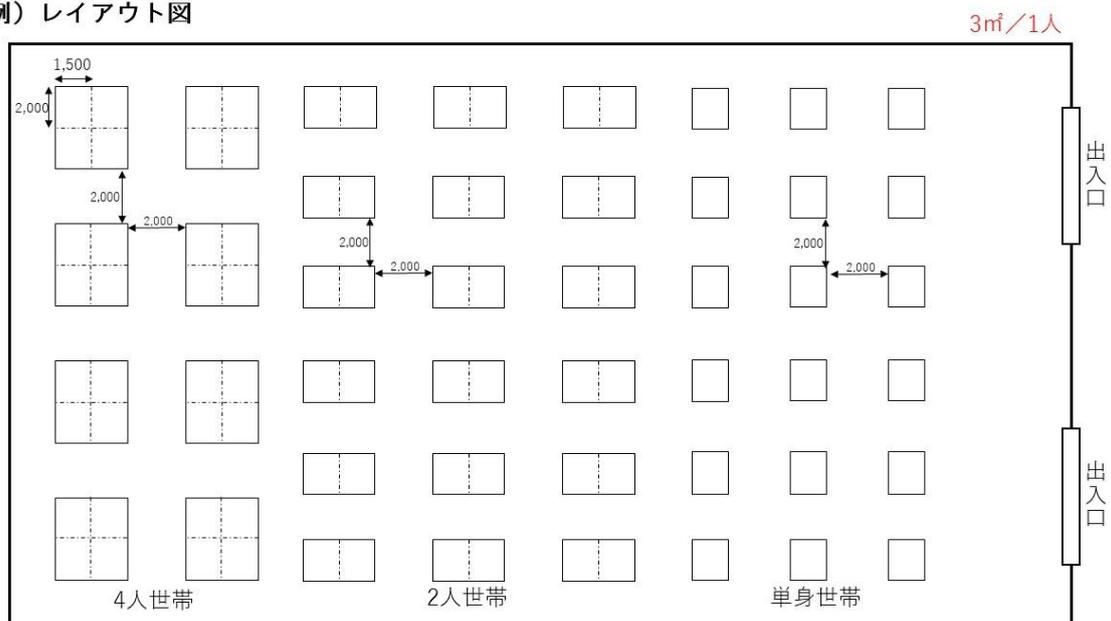
- 配食作業
- 区画ごとのパーティションなどの設置（マルチシート等を使用する）
- トイレの設置
- 掃除 など

以上の他にも、可能な限り地域や避難者自身が行うよう依頼すること。ただし、避難者の配置や隔離についてはレイアウト図等を用いて市職員または施設職員が指示する。

※通常のレイアウトより収容人数が大幅に減少するため注意する。

地震の場合は、職員の到着が遅れる可能性があり、施設の安全確認も必要となるため、避難者には一時避難場所として校庭に待機していただき、市職員は到着次第、施設の安全確認後、受付、居住スペースの区分けの準備をする。この際、待機中の校庭においても社会的距離を確保するよう促す。

(例) レイアウト図



【生活スペースの確保】

健康な方と、感染疑い症状のある方で動線を分断するため、フロアや棟を分けてそれぞれ専用とし、原則直接の交流を禁止する。配置する職員も同様。

やむを得ず同じ部屋の中で隔離する場合は、マルチシート等で空間を区切って一般の避難者と動線が交わらないように配置を工夫する。

1人当たりの占有スペースは最低3㎡で、家族単位とし、避難者間は2mの距離を設けた上でマルチシート等を設置し、対面しないように配置する。

【衛生管理】

＜周知および徹底事項＞ ※下記の事項は情報板に掲示することが望ましい。

- 時間を決めて定期的に十分な換気を実施する
- 咳エチケット等の周知徹底（咳エチケット、手指衛生などのポスター掲示）
- 原則マスクの着用を行う
※マスクがない場合には、ハンカチやティッシュで口や鼻を覆い、咳が出るときは袖や上着の内側で覆うなど咳エチケットに配慮する。
- 消毒液の設置場所は避難所の出入口やトイレ付近、食事スペースなど複数設置する。自分の物ではない物を触った後はそれを消毒する。
- 隔離されている方のケアや消毒を行う際は感染防護衣、ビニール手袋などの防護具を必ず着用する。
- 手洗いのタイミングは手が汚れた時、外出から戻った時、多くの人に触れるものを触った（ゴミ箱など）、配布作業をした時、食事の前、トイレ後など。
- 感染疑いのある方については当該者用のトイレ、手洗所を用意し、使用後には消毒を行う。
- 手洗い後、手を乾燥させる必要があるが、タオルの共用は厳禁のため、手洗い場にはペーパータオルを設置する。
- トイレ、ドアノブ、出入り口などは重点的に消毒する。
- 消毒に利用するのはアルコール消毒液や次亜塩素酸ナトリウムで、2～3時間毎に清掃、消毒するなどルールを決める。
- 食料配布時にはまず置くためのテーブル等を消毒し、手渡しはしない。混雑を避けるため、取りに来る順番を決めて、作業者はマスクと手袋を着用する。
- ゴミは世帯ごとに密封したうえで共用のゴミ置き場へ捨てる。

【健康管理】

- 毎日検温を実施する。原則として持参した体温計により自己検査して報告、持参していない場合は、各避難所の体温計を利用して計測する。※貸し出す場合は使用のたびに消毒を徹底する。
- 検温、問診により発熱の確認や体調不良を訴えた場合は、隔離区画（居住エリアB）に移送して経過観察する。また、発症した方と同じスペースで生活していた方（家族）は接触者としてまた別の隔離区画（居住エリアC）に移っていただく。
- 全避難者の体温や体調の経過は様式 4「避難者健康管理表」に記録する。（PC が利用できるようであれば任意の様式で管理する）
- 感染疑いのある避難者が来所した場合は本部に報告する。

【車中泊への対応】

通常であれば健康状態の把握が困難で、エコノミークラス症候群が懸念される車中泊だが、集団感染拡大の防止という観点からはこれも有効な手段の一つと考えられる。そのため、車中泊を行う避難者がいる場合または想定される場合には、軽い運動やストレッチの実施、こまめな水分補給等について周知する。

また、気温や湿度が高い時期にはエアコン利用等により熱中症にも注意するよう周知する。

基本的に各施設の駐車場が車中泊の避難場所となるが、容量を超えてしまう場合は学校と調整し校庭利用を協議する。

水害では浸水の可能性があるため、洪水浸水想定区域及び内水浸水想定区域を避けて避難を勧める。

11 避難所の閉鎖

隔離する避難者が発生した避難所においては清掃（消毒）をした後に閉鎖する。

避難者の動線となっていた場所を重点的に清掃し、次亜塩素酸ナトリウム及びアルコール消毒液でドアノブ、備品などを消毒する。

作業を実施する際は、ビニール手袋、マスク、感染防護衣を着用する。